

手術・処置の時間外等加算 1 の施設基準の見直し

骨子【I-2(8)】

第1 基本的な考え方

勤務医負担軽減の取組をより促進する観点から、病院全体で負担軽減の体制整備に取り組んでいる場合においては、要件の一部を緩和する。

第2 具体的な内容

手術・処置の時間外等加算 1 については、算定施設届出の際に、算定する診療科を列記しているが、全科届出の場合には、1 日当たりの当直医師数（当該保険医療機関の常勤医師であること。また、ICU 等に勤務する医師は除く。）に応じて、手術前日の当直回数の制限を緩和する。

現行	改正案
<p>【手術・処置の時間外等加算 1】 [施設基準]</p> <p>(2) 当該加算を算定している全ての診療科において予定手術に係る術者及び第一助手について、その手術の前日の夜勤時間帯（午後 10 時から翌日の午前 5 時までをいう。以下、同様とする。）に当直、夜勤及び緊急呼び出し当番（以下、「当直等」という。）を行っている者があるかを確認し、当直等を行った者がある場合は、該当する手術と当直等を行った日の一覧を作成していること。</p> <p>(3) (2) の当直等を行った日が年</p>	<p>【手術・処置の時間外等加算 1】 [施設基準]</p> <p>(2) <現行通り></p> <p>(3) (2) の当直等を行った日が年間</p>

間 12 日以内であること。	12 日以内（当直医師を毎日 6 人以上配置する保険医療機関が、全ての診療科について届出を行う場合にあっては 24 日以内）であること
----------------	---